

## ひきこもり訪問支援業務委託仕様書

### 1. 委託業務の目的

ひきこもり当事者が相談機関や支援機関に来所することができない場合、さらなる長期化・重症化を防ぐためには、訪問による支援が有効とされている。

そこで、当該事業を実施することで、ひきこもり当事者の早期の社会復帰（社会参加、就労・就学）を目指す。

### 2. 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日

### 3. 業務の実施体制

- (1) 本業務を円滑に遂行できる体制を整備すること。
- (2) 業務は、県と十分な連携および協議の上実施すること。

### 4. 委託業務の内容

ひきこもり状態にある当事者およびその家族に対する訪問支援

- (1) 家庭訪問による相談支援対応
- (2) 支援機関等への同行
- (3) 上記を行うに当たって、家庭訪問への事前準備（情報収集・奈良県ひきこもり相談窓口への来所によるケースの情報共有）、県への報告（ケース会議への出席を含む）、その他ケースの状況に応じて行う必要な支援を含めて実施するものとする。
  - ア 訪問支援は、「奈良県ひきこもり相談窓口」の業務として実施し、県内全域を対象とする。
  - イ 訪問支援は、当事者のひきこもり状態の改善に必要なかつ有効であると想定される場合に、県が対象者を決定し受託者へ依頼する。訪問回数は年151回を想定している。
  - ウ 訪問する者は公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師（以下、公認心理師等という。）のいずれかの資格を有する者とする。
  - エ ウにかかわらず、事例の状態により、県がひきこもり状態の改善に必要なと認める時は、協議の上、受託者の公認心理師等以外の適当な（有資格者と同程度の知識と経験を有する）職員が訪問支援を行えるものとする。
  - オ 県への報告は、訪問支援を行う対象者に関して訪問後の変化や今後の支援の方向性を確認するため、少なくとも3ヶ月に一度、受託者が来庁し行うこと。また、必要に応じてケース会議に出席すること。
  - カ 受託者は委託業務開始前までに委託業務を円滑に行うための必要な対応を、受託者の負担で準備対応業務として行うこと。これについては、必要に応じ県と現行受託者からの支援、引継ぎ（令和5年度支援対象者のうち令和6年度に継続して支援が必要な継続支援対象者の業務に必要な情報提供等）を想定している。

また、受託者は委託期間終了後（契約解除後も含む。）、別の次期受託者若しくはそれに相当する者が委託対象となる業務を引き継ぐこととなった場合、継続して対応できるよう委託期間内において受託者の負担において必要な引継ぎを行うこと。

## 5. 経理に係る留意事項

この業務に係る経理処理については、他の経費と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに収支を記載し、経費の使途を明らかにすること。

会計帳簿のほかに本業務による成果物は、業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。また、厚生労働大臣又は県から要求があったときは、いつでも閲覧に供すること。

## 6. 県への報告書類

受託者は、本業務にかかる取り組みの経過や成果等を実施報告として作成し、提出すること。

### (1) 月例業務実施報告書

訪問支援の結果を様式1および様式2の1、2の2、2の3に記入の上、翌月10日までに提出すること。ただし、3月分については、6.(2)の提出までに提出すること。

### (2) 業務実施完了報告書

様式3～4を令和7年3月31日までに提出すること。

## 7. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

(1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第28条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

## 8. その他

### (1) 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月20日奈良県条例第32号）、知事が取り扱う個人情報に関する奈良県個人情報保護条例施行規則（平成12年9月29日県規則第21号）及び個人情報の取り扱いに関する規則（平

成 12 年 9 月 29 日県規則第 22 号) に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) トラブルに関する責任

県は、本業務に関するトラブルに伴う責任を一切負わないことから、傷害保険等に参加しておくこと。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、県と受注者はその都度協議する。

(様式1)

令和 年 月 日

ひきこもり訪問支援業務 月例業務実施報告書 ( 月分)

奈良県文化・教育・くらし創造部長 殿

商号又は名称

代表者職氏名

印

ひきこもり訪問支援業務について下記のとおり報告します。

記

1. 訪問回数 回
2. 訪問対象者実人数 名
3. 訪問記録 別紙のとおり

(様式2の1)

# 相談記録票

		相談番号	
		初回相談担当者	
初回相談年月日	令和 年 月 日	相談方法	電話 来所 訪問
対象者氏名	(男・女)	生年月日	S・H 年 月 日生 (初回相談時の年齢 歳)
住所	〒 TEL: FAX: E-mail:		
相談者	(男・女)	対象者との続柄	
困っていること			
対象者の生活状態	睡眠	【外出できる場所】 なし(家の中のみ) コンビニ 趣味の集まり 友人宅	
	食事	支援機関(場所および名称 ) 通院(場所および名称 ) その他( )	
	着替え 入浴等	【外出時の交通手段】 徒歩 自転車 バイク 自動車 電車 バス	
最終学歴		現病歴	
既往歴		服薬状況	
家族構成	続柄	特記事項(年齢・職業など)	状況や対象者との関わり
他機関での相談歴			

(様式2の2)

# 相談記録票

相談番号		対象者氏名 (当事者)	
相談者氏名 (家族の場合は続柄も記入)		相談年月日	令和 年 月 日 :
相談内容	〈本人の思い〉		
	〈家族の思い〉		
生育歴・職歴等	〈出生～就学までの状況〉		
	〈学校(小・中学校、高校、大学)での状況〉		
	〈卒業後の状況〉		
	〈現在の状況〉		
その他	〈趣味・特技等〉		
	〈その他〉		

(様式2の3)

<b>継続相談記録票</b>		対象者氏名		担当者氏名	
年月日	令和 年 月 日 :	面談方法	訪問 電話 来所	相談者	本人 保護者 その他( )
(相談対応記録・対象者の状態の変化・今後の見通し等を記入)					

<b>継続相談記録票</b>		対象者氏名		担当者氏名	
年月日	令和 年 月 日 :	面談方法	訪問 電話 来所	相談者	本人 保護者 その他( )
(相談対応記録・対象者の状態の変化・今後の見通し等を記入)					

(様式3)

令和 年 月 日

ひきこもり訪問支援 業務実施完了報告書

奈良県文化・教育・くらし創造部長 殿

住所・所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

「ひきこもり訪問支援業務委託契約書」(令和 年 月 日締結)に基づく事業が完了しましたので、委託契約書第 条に基づき関係書類を添えてご報告します。

添付書類	1. 実施報告書(様式4)
------	---------------

発行責任者及び担当者

・発行責任者 ○○ ○○ (電話:○○○○-○○-○○○○/メールアドレス\*\*\*\*\*@\*\*\*\*\*.jp)

・担当者 ▲▲ ▲▲ (電話:▲▲▲▲-▲▲-▲▲▲▲/メールアドレス+++++@++++.jp)





## ◆支援対象者の事業終了日現在の状況（重複あり）

（人）

ひきこもり状態の継続	
うち訪問者との対面可能	
うち訪問者との対面不可能	
適切な支援機関を利用	
医療機関の受診開始	
障害者手帳を取得	
コンビニ・書店・散歩等への外出を開始	
居場所・自助グループ等他者と関わる場への参加を開始	
進学・復学に向けて勉強中	
高卒認定資格の取得	
進学・復学	
求職活動中	
就職	
うち正規雇用	
うち非正規雇用　うち不明	
その他（※状態を記入）	

※必要に応じて行数を変更してください